1997年２月発行 第6号

つちや通信

先般、「改正消費税対策セミナー」を開催したところ、若干のご負担をお願いしたにも拘らず、多数ご参加頂き、誠にありがとうございました。

《参加者》

２月６日	神辺会場	24名
２月７日	福山会場	56名
合　計		80名

（←２／６神辺会場）

２時間という短い時間で充分な説明が出来なかったかも知れませんが、今回のセミナーにおいて特に質問の多かったものについて下記に挙げております。当日の資料を再読して頂き、改正の内容を理解して適切な対応をして頂きたいと思います。

ご不明な点がございましたら、遠慮なくご相談下さい。

《質問の多かった事項》

- ３月引渡し予定の工事等が、引渡しが４月にずれ込んだ場合の取り扱い。
- 社長と会社との間の家賃賃貸契約の消費税について
- ９年４月分の売上請求書を作成する場合、締日が月末でない取引先に対しての対応について
- 帳簿記載要件の変更に対応する記載方法について
- 簡易課税の事業区分の細分化に伴い、事業区分の判定について
- 内税方式を外税方式に変更すべきか

又、当日、アンケートにご協力頂きありがとうございました。今後の参考にさせていただきます。

ご存知ですか!! 配偶者の国民年金保険料の還付

※※国民年金の『第３号被保険者』の特例届出期限が迫ってきております※※

『第３号被保険者』に該当し、昭和６１年４月以降に国民年金を支払った保険料は届出すると還付されます。

◎第３号被保険者とは…

会社員（役員も含む）に扶養されている配偶者

◎特例とは…

平成９年３月31日迄に届出することにより、昭和61年４月（年金法改正時）から届出時迄の第３号被保険者であった期間はすべて、保険料を納めたものと認められます。

〔注〕平成９年４月以降の届出は前２年間しかさかのぼりません。

◎保険料…

届出時及び届出以降も必要ありません。

◎届出期限…

平成９年３月31日

◎届出先…

各市町村

平成９年３月31日迄に届出していないと、将来の受取る年金が少なくなったり、受取れなくなったりしますので、該当者がおられましたら届出を勧めて下さい。

決算時における売上と棚卸について

1. 仕入先から直接売上先に納品されたもの(直送品)を、売上に計上されていますか。

2. 品物は決算日以降に届いたが、仕入先の請求書には決算日以前に計上されているもの(未着品)を、棚卸に計上されてますか。

3. 販売を委託して預ている品物（委託品）を棚卸に計上されてますか。

※決算日の前後は特に注意して、仕入請求書及び売上納品書をよく検討し、売上の計上もれや棚卸の計上もれがないようにして下さい。

☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆★☆

《アンケートの集計》

・本日のセミナーの内容は

よく理解できた	１３％
理解できた	６７％
わかりにくかった	５％
何ともいえない	１１％
無回答	４％

・今後もこういったセミナーの開催について

してほしい	５３％
してほしくない	０％
どちらともいえない	２８％
無回答	１９％